



# 熊本県公報

第 12122 号

平成 24 年 6 月 19 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	1
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(〃)	2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(〃)	2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(〃)	3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(〃)	3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(〃)	3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(〃)	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課)	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃)	4
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正	(県政情報文書課)	5
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課)	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の廃止	(〃)	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定	(〃)	6
○道路の供用開始	(道路保全課)	7
<b>公 告</b>		
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意 見	(商工振興金融課)	7
○基本測量の実施	(監理課)	7
○保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛て所不 明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課)	8
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不 明者に係る当該通知の掲示	(〃)	8
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課)	8
<b>登 載 依 頼</b>		
○平成 24 年度熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保 健福祉推進部会の会議 (第 1 回) の開催	(熊本県社会福祉審議会)	9

### 告 示

#### 熊本県告示第 813 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定により指定障害  
福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 24 年 6 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び 所在地	事業者の名称、主 たる事務所の所在 地及び代表者の氏 名	指定年月日	事業所番号	サービスの種 類
ゆいまーる 八代市高下西町 1 760 番地	社会福祉法人権現 福祉会 八代市揚町 35 番 地 2 松本 善孝	平成 24 年 4 月 1 日	4310200490	生活介護

くまもと芦北通園センター 芦北郡芦北町大字 芦北2813番地	社会福祉法人志友会 芦北郡芦北町大字 芦北2813番地 篠原 千鶴	平成24年 4月1日	4311910105	生活介護
地域療育支援事業所第2はまゆう療育園 天草市東町28番地20	社会福祉法人 慈永会 天草郡苓北町志岐 1059番地 永野 義孝	平成24年 4月1日	4313000533	生活介護
独立行政法人 国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋2659番地	独立行政法人 国立病院機構 東京都目黒区東が丘二丁目5番21号 矢崎 義雄	平成24年 4月1日	4312900311	生活介護

**熊本県告示第814号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
くんわ就労継続支援事業所 阿蘇市黒川396番地	社会福祉法人 やまなみ会 阿蘇郡産山村大字 大利字古桑野657番地-3 岩本 浩治	平成24年 4月1日	4312800099	就労継続支援A型、就労継続支援B型
阿蘇くんわの里共同生活援助事業所 阿蘇市黒川431番地	社会福祉法人 やまなみ会 阿蘇郡産山村大字 大利字古桑野657番地-3 岩本 浩治	平成24年 4月1日	4322800105	共同生活援助
多機能型事業所 阿蘇くんわの里 阿蘇市黒川431番地	社会福祉法人 やまなみ会 阿蘇郡産山村大字 大利字古桑野657番地-3 岩本 浩治	平成24年 4月1日	4312800115	自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型

**熊本県告示第815号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により指定一般相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30の規定により公示する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
くんわ相談支援センター 阿蘇市黒川406番地	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇郡産山村大字大利字古桑野657番地-3 岩本 浩治	平成24年4月1日	4332800129	地域移行支援、地域定着支援

**熊本県告示第816号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
はまゆう療育園 天草郡苓北町志岐 1059番地	社会福祉法人慈永会 天草郡苓北町志岐 1059番地 永野 義孝	平成24年4月1日	4312100052	療養介護

**熊本県告示第817号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
独立行政法人国立病院機構再春荘病院 合志市須屋265 9番地	独立行政法人国立病院機構 東京都目黒区東が丘二丁目5番21号 矢崎 義雄	平成24年4月1日	4312900303	療養介護

**熊本県告示第818号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
くまもと芦北療育医療センター	社会福祉法人志友会	平成24年4月1日	4311900056	療養介護

葦北郡芦北町大字 芦北2813番地	葦北郡芦北町大字 芦北2813番地 篠原 千鶴			
----------------------	-------------------------------	--	--	--

**熊本県告示第819号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
水俣市立明水園 水俣市浜4076 番地	社会福祉法人 水俣市社会福祉事業団 水俣市浜松町5番95号 宮本 勝彬	平成24年 4月1日	4310700242	療養介護
独立行政法人国立病院機構菊池病院 合志市福原208	独立行政法人国立病院機構 東京都目黒区東が丘二丁目5番21号 矢崎 義雄	平成24年 4月1日	4312900097	療養介護

**熊本県告示第820号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第821号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第822号**

平成22年6月25日熊本県告示第648号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

表熊本県ジュニアドリーム事業ボランティアリーダー選考会の項中「熊本県ジュニアドリーム事業ボランティアリーダー選考会」を「熊本県ジュニアドリーム事業高校生リーダー選考会」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県ジョブカフェ・サテライト支援員）の項及び熊本県非常勤職員採用試験（林務事務補助）の項を削り、同表熊本県非常勤職員採用試験（自作農財産登記嘱託員）の項中「農林水産政策課」を「農地・農業振興課」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（国土調査業務）採用試験の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（農業土木技術嘱託員）	得点及び順位	合格発表の日から1月	農地整備課
-------------------------	--------	------------	-------

表熊本県非常勤職員採用試験（森林土木嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（林務事務補助）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	森林整備課
----------------------	---	------------	-------

表中

熊本県非常勤職員採用試験（熊本県連続立体交差事業事務嘱託員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	道路整備課
熊本県非常勤職員採用試験（熊本県登記嘱託員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	新幹線都市整備室

「

熊本県非常勤職員採用試験（熊本県連続立体交差事業事務嘱託員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	道路整備課
--------------------------------	---	------------	-------

改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県土砂災害ハザードマップ作成支援業務嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（建築技術嘱託員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	営繕課
-----------------------	------------	------------	-----

**熊本県告示第823号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町払川宇芳ノ谷1178番9

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇芳ノ谷1178番9(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第824号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
甲斐整骨院	岡本 雄大	合志市栄2127番地141	平成24年6月5日
甲斐整骨院	吉村 幸祐	合志市栄2127番地141	平成24年6月5日

**熊本県告示第825号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により次の施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	廃止年月日
甲斐整骨院	甲斐 誠司	合志市栄2127番地141	平成24年5月18日
甲斐整骨院	塙本 孝文	合志市栄2127番地141	平成24年5月18日

**熊本県告示第826号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55

条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
甲斐整骨院 松橋院	藤本 謙	宇城市松橋町松橋941番地1	平成24年6月5日
甲斐整骨院 松橋院	塚本 孝文	宇城市松橋町松橋941番地1	平成24年6月5日

**熊本県告示第827号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年6月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島 郁夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	菊池市森北字森北 854番地先から 菊池市森北字萩ノ迫 950番1地先まで	235.0	活力基盤 改築（舗装新設）

## 2 供用を開始する期日 平成24年6月20日

**公 告****熊本県公告第362号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成24年1月13日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により八代市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス新海士江店  
八代市海士江町字下城2706番1

## 2 八代市の意見の概要

交通量が多い道路に面していることから、交通の渋滞、交通事故の増加が懸念されるため、店舗敷地内への安全な出入りなどについて、最大限の対策を講じるとともに、駐輪場、駐車場における安全性の確保が必要である。

## 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び八代地域振興局総務部総務振興課

平成24年6月19日から平成24年7月19日まで

**熊本県公告第363号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島 郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（基準点測量）	平成24年7月24日から 平成25年2月18日まで	八代市、阿蘇市、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町及び球磨郡五木村

**熊本県公告第364号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を荒尾市役所に掲示する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不明な者の氏名

田島 進、宇佐 邦夫、深浦 隆二

2 通知の趣旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更したこと。

(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年5月22日付け熊本県告示第702号による。

**熊本県公告第365号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を荒尾市役所に掲示する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不明な者の氏名

高木 サカエ、田上 昭光、中川 日月、一村 芳則、橋本 孝子、野口 秀夫、渡久藤英西	辺 ミツヨ、渡辺 孝悦、田島 進、宇佐 邦夫、木下 圭介、硯川 七郎、硯川 宏、秀川 南島
次郎、門田 庄八、門田 松次、門田 作蔵、宮本 政昭、川上 博、川上 康宏、山口 孝治、山島 宏	本 次朗、松島 シケ、柴田 春男、柴田 ツサ、西島 民代、村上 富男、尾上 藤三、三徳
雄、菊川 修一、門田 静彦、田中 迪代、池上 木平、木山 本富、中川 五郎、中川 初	島 甚太郎、杉村 彦藏、杉村 宏、汐持 三藏、木下 荒尾、尾五郎、橋本 初
梅太郎、村上 吉和、山田 辰次、古島 力平、西川 フキ子、丸尾 辰熊、橋本 初	太郎、橋本 萬作、中川 藤作、荒井 義忠、古島 六平、高田 市太郎、平橋 マツ
、上田 藤平、大野 新太郎、田中 辰次、山本 松夫、古嶋 國男、土村 市太郎、木	西川 大四郎、中川 善次郎、中川 實次、田上 辰次、柴田 政次、柴田 又平、木
村 平藏、一村 俊作、林 チカト、松岡 三ツ枝、猿渡 アヤ子、松井 克巳、松永	タカ子、土井 正、松本 三治、徳永 浩康、徳永 盛大、齋 音熊、山本 モジユ
、山本 和夫、重村 豊、徳永 訓啓、徳永 正人、高尾 伊三次、吉田 公士、深浦	隆二、深浦 隆二、硯田 正一、樫本 茂三、硯田 昭人、村上 サカエ、境野 悅
子、江上 義男、彌永 ミドリ、徳永 純一、松井 室藏、西村 利一、上田 常市、	井上 廣記、坂口 哲男、坂口 久次郎

2 通知の趣旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年5月25日付け熊本県告示第712号による。

**熊本県公告第366号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成24年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第133	乾燥菌 体肥料	乾燥菌 体肥料	窒素全量： 5.5	含有を許される有害成分の	熊本県果実農業 協同組合連合会	平成27 年7月8

4号			りん酸全量 ：1.0	最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	熊本市東区小山町1846番地	日
----	--	--	---------------	--------------------------	----------------	---

**登載依頼****熊本県社会福祉審議会公告第1号**

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成24年6月19日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会  
保健福祉推進部会会長 小川全夫

## 1 開催日時

平成24年6月27日（水） 午後2時から午後4時まで

## 2 開催場所

熊本県熊本市中央区千葉城町3-31  
KKRホテル熊本 2階ローズルーム

## 3 議題（予定）

- (1) 地方分権改革に伴う介護保険事業所、高齢者福祉施設の基準条例の制定について
- (2) その他

## 4 傍聴者の定員

20人

## 5 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴の受付は、午後1時30分から午後2時まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

## 6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課総務企画班）（電話：096-333-2215）